

市からの お知らせ

記号の意味

- 主催者
- 日時・期間
- 対象・定員
- 場所・会場
- 講師
- 費用(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法 問い合わせ
- 保育 保育あり
- 手話 手話・要約筆記あり

申し込み記入例

- ◆**あて先は**
各記事の申込先へ
- ◆**住所の記載がないものは**
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ
- ◆**往復はがきの場合は**
返信用にも住所・氏名を
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

お知らせ

地区公会堂をご利用ください

市内32カ所にある地区公会堂は、地域のみなさんの活動・交流の場として無料で利用できます。管理運営は地域の町会・自治会などが行っています。予約申し込み先・利用方法はコミュニティ文化課へお問い合わせください。

☎同課☎内線2517

人権擁護委員が再任されました

星野和子さん、井口明子さん、大野良昭さんが4月に再任されました。任期は3年間で、人権相談や啓発活動を行います。

☎相談・情報課☎44-6600

街路灯交換工事を行っています

市内全域の街路灯をLED灯へ交換する工事を、9月下旬までの予定で行っています(既設のLED灯、デザイン灯を除く)。工事の際、市の腕章を着けた作業員が、私道・私有地内で作業する場合があります。

ありますので、ご協力をお願いします。

☎道路交通課☎内線2855

道路交通課「狭あい道路」の担当窓口が第二庁舎に移転します

5月9日(月)から、狭あい道路拡幅整備事業を取り扱う担当窓口を市役所5階から第二庁舎1階に移転します。同事業以外の業務(道路境界確定図の閲覧など)は、引き続き市役所5階で行います。

☎道路交通課☎内線2853

消費者被害防止キャンペーン

5月は消費者月間です。悪質商法に危機意識を持っていただくよう、被害防止に関する啓発品を配布します。

☎5月14日(土)午前11時～正午

☎三鷹駅南口周辺

☎消費者活動センター☎43-7874

5月は赤十字社員(会員)増強運動月間です

運動期間中、町会・自治会の方が募金のお願いに各家庭を訪問します。募金は、災害救護・支援活動をはじめ、医療・献血事業、福祉施設の運営など、日本赤十字社が行う人道的活動に活用されます。

※募金は、三鷹市募金委員会事務局でも受け付けます。

☎同事務局(福祉会館内)☎46-1108

町会等自治組織助成金を交付します

市内で活動する町会・自治会に対し、世帯割額(1世帯当たり200円)と均等割額(世帯数により8,000円～17,000円)を交付します。

☎5月20日(金)までに交付申請書と平成27年度事業実績報告書(27年度に助成金を受けていない団体は不要)をコミュニティ文化課(第二庁舎2階)へ

☎同課☎内線2517

生産緑地地区の追加指定

◆相談の受付期間 6月3日(金)まで

◆条件(概略) ①農業と調和した都市環境の保全など生活環境の確保に効用があるもの、②現況が農地であること、③500㎡以上の規模であること、④農業の継続が可能であること

※ほかにも指定条件がありますので事前にご相談ください。

☎都市計画課☎内線2814

野川流域河川整備計画(変更原案)のご意見を募集しています

同計画(変更原案)は、市緑と公園課(市役所5階56番窓口)、東京都建設局河川部、東京都北多摩南部建設事務所、同局ホームページ<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/>で閲覧できます。

◆ご意見をお寄せください

5月27日(金)までに、閲覧場所に設置の意見箱へ直接、または「〒163-8001 東京都建設局河川部」・FAX 03-5388-1533・✉S0000384@section.metro.tokyo.jpへ

☎同局河川部☎03-5320-5415

税金

5月31日(火)は固定資産税・都市計画税(第1期)の納期限です

◆納税通知書を4月28日に発送しました
課税明細書は、証明書の申請や平成28年分の所得税確定申告書作成の参考資料としても利用できます。

☎資産税課☎内線2363

◆期限までに納付をお願いします

市税を未納のままにすると、法令に基づき延滞金が加算されます。納期内納付

が困難な場合は納税課へご相談ください。納付は、便利な口座振替のほか、金融機関やコンビニエンスストア、Pay-easy(ペイジー)対応のATMでも可能です。

☎同課☎内線2417(口座振替)・☎内線2433(納税相談)

5月31日(火)は軽自動車税の納期限です

◆納税通知書を5月2日(月)に発送します
今年度から税率が変更されました。

くわしくは、同封のお知らせまたは市ホームページをご覧ください。

☎市民税課☎内線2355

◆期限までに納付をお願いします

市税を未納のままにすると、法令に基づき延滞金が加算されます。納期内納付が困難な場合は納税課へご相談ください。納付は、便利な口座振替のほか、金融機関やコンビニエンスストア、Pay-easy(ペイジー)対応のATMでも可能です。

☎同課☎内線2417(口座振替)・☎内線2433(納税相談)

臨時納税相談窓口を開設します

同日程で電話相談も受け付けます。

☎5月12日(木)～22日(日)の平日午後5時～7時30分、土・日曜日午前9時～午後4時30分

☎納税課(市役所2階25番窓口)

※庁舎南側スロープ下の地下1階警備室前通用口からお入りください。

◆相談・納付(納入)できる税目

市民税・都民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

☎同課☎内線2433

※市職員と偽った電話や訪問が発生しています。職員は訪問時に顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯しています。不審な場合は同課へご連絡ください。

クールビズを実施しています

市では夏季などの省エネルギー対策の一環として、5月1日(日)から10月31日(月)まで、執務中にネクタイと上着を着用しない「クールビズ」を実施しています。ご理解をお願いします。

☎職員課☎内線2233

熊本地震災害への義援金を受け付けています

☎三鷹市社会福祉協議会☎46-1108

熊本地震の発生により被災された方々を支援するため、義援金の募金箱を設置しています。寄せられた義援金は、日本赤十字社を通じて、被災した各地に届けられます。

設置場所

- ・市役所1階市民ホール(平日午前9時～午後4時30分)
- ・福祉会館1階受付(祝日を除く午前9時～午後5時)
- ※福祉会館2階でも、直接義援金を受け付けています。
- ※現時点での物品の寄付はご遠慮ください。

郵便局や金融機関でも義援金を受け付けています

- ①ゆうちょ銀行・郵便局
- ・口座記入番号：00130-4-265072
- ・口座加入者名：日赤平成28年熊本地震災害義援金
- ※窓口の場合、振込手数料は掛かりません。

②その他の金融機関

- ・三井住友銀行すざらん支店
普通預金 2787530
- ・三菱東京UFJ銀行やまびこ支店
普通預金 2105525
- ・みずほ銀行クヌギ支店
普通預金 0620308
- ※口座名義はいずれも「日本赤十字社」。金融機関や振り込み方法によって、手数料が掛かる場合があります。

※受領証の発行を希望する場合は、義援金名・住所・氏名(受領証の宛名)・電話番号・寄付日・寄付額・①口座番号・②振込金融機関名・支店名を日本赤十字社パートナーシップ推進部 FAX 03-3432-5507へご連絡ください。

国保・年金

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の年金からの引き落としを口座振替に変更できます

☎振替を希望する口座の内容が分かるものと届出印、保険証を納税課(市役所2階24番窓口)へ

※8月の年金引き落とし分から変更したい方は、5月31日(火)までに申請してください。

☎同課☎内線2417

子育て・教育

平成29年度就学に向けた教育支援学級などの説明会

小学校の通常の学級・教育支援学級・